

25 日 獣 発 第 77 号

平成 25 年 6 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 山根義久

(公印及び契印の押印は省略)

## 平成 24 年産以降の米穀及び稲わら等の飼料としての利用等について

このことについて、平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生畜第 349 号及び同 350 号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・同局農産部穀物課長から、また同日付け 25 生産第 742 号をもって同局農産部穀物課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知のうち、25 生畜第 349 号及び同 350 号は、平成 25 年産の米及び稲わらの飼料としての流通・利用及びその自粛について、東北農政局及び関東農政局宛てに通知した旨、了知の上、本会会員及び関係者に周知徹底を依頼されたものです。

一方、25 生産第 742 号では、上記の通知に伴い、平成 24 年産以降の米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料に利用する際の管理の考え方について、別添の基本的な考え方のとおりにするよう、本会会員及び関係者に対し適切な取扱いの指導を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25生畜第349号  
平成25年5月29日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用  
の自粛及びその解除等について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知した  
ので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお  
願いします。





25生畜第349号  
平成25年5月29日

東北農政局生産部長 殿  
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について

平成25年産の飼料作物については、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月1日付け通知」という。）に基づき、その流通・利用の自粛及びその解除等を判断するよう指導を行っているところです。

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもの（以下「25年産稲わら（25年収集）」という。）については、平成24年に作付けされた稲に由来する稲わらのモニタリング調査等の結果を踏まえ、平成25年産の飼料作物と同様に安全の確保をより確実なものとするため、流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、貴局管内の調査対象県に対し、助言、指導していただくようお願いいたします。

## 記

- 1 25年産稲わら（25年収集）の流通・利用に関する基本的考え方
  - (1) 調査対象県
    - ① 3月1日付け通知に基づく平成25年産飼料作物のモニタリング調査対象県のうち青刈リトウモロコシ等の単年生飼料作物の調査対象県  
岩手県及び福島県
    - ② 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の対象県のうち、①を除く県  
宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県
  - (2) 自粛要請  
調査対象県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して、県内で生産された25年産稲わら（25年収集）の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請する。
  - (3) 調査

調査対象県は、2(1)～(3)に示す手順に基づいて調査を行う。

(4) 自粛解除

調査対象県は、(3)の調査で得られた放射性セシウム濃度を、暫定許容値と比較し、2(4)に示した方法に基づいて、原則として調査地域毎に自粛の解除を判断する。

(5) 玄米検査の結果との関係

調査対象県は、玄米検査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が食品の基準値(100 Bq/kg)を超え、その出荷が自粛された地域又は生産者の25年産稲わら(25年収集)については、(3)の結果にかかわらず、その流通・利用を自粛する。

(6) その他

調査対象県は、平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらについては、極力平成25年中に収集するよう、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して要請する。

2 25年産稲わら(25年収集)の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

(1) 調査地域の設定等

① 1(1)①の調査対象県は、平成24年に作付けされた稲に由来する飼料(以下「24年産稲わら」という。)のモニタリング調査の結果に基づき、当該県の県域を原則として3か所以上の調査地域に区分する。

なお、これまで得られた畜産物の検査結果、航空機モニタリングの結果、土壌中の放射性セシウム濃度等に基づいて必要があると認められる場合は、旧市町村単位まで細かく区分することができる。

② 1(1)②の調査対象県は、3か所以上の調査地域に区分する又は飼料作物中の放射性セシウムの濃度が当該県内で比較的高いと考えられる地域を中心に当該県内全域を一つの調査地域とする。

③ 調査対象県は、24年産稲わらのモニタリング調査の結果等に基づいて、25年産稲わら(25年収集)の放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる地域においては、流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

なお、24年産稲わらのモニタリング調査の結果等から25年産稲わら(25年収集)の調査結果が暫定許容値を上回ることが明らかな地域においては、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

(2) 調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、1(1)①の調査対象県においては、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努める。

また、1(1)②の調査対象県においては、当該県内で放射性セシウム濃度が比較的高いと考えられる地域を、重点的に調査地点として設定するよう努める。

(3) 採材及び放射性セシウム濃度の測定の方法

25年産稲わら（25年収集）の採材及び放射性セシウム濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、原則として刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものをから採材する。

#### （4）流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下のとおりとする。

- ① 調査対象県は、調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査地域の25年産稲わら（25年収集）について、流通・利用の自粛を解除することができる。
- ② 調査対象県は、調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

ただし、上記細分化地域のうち、暫定許容値を上回らないことが調査により確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

- ③ 調査対象県は、調査の結果、暫定許容値を下回った生産ロット（原則として、生産者毎）については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除することができる。

また、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に別途放射性セシウム濃度の検査を実施し、暫定許容値を下回ったことが確認された場合も同様に扱うことができる。

### 3 平成26年に収集する稲わら流通・利用の自粛及び解除等の考え方

平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除等の考え方については、「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づく25年収集稲わらの調査の結果、本通知に基づく25年産稲わら（25年収集）の調査の結果等を踏まえ、別途通知する。



25生畜第350号  
平成25年5月29日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

平成25年産米穀の飼料利用について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知したので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしく願います。





25 生畜第 350 号  
平成 25 年 5 月 29 日

東北農政局生産部長 殿  
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

### 平成 25 年産米穀の飼料利用について

平成 24 年産の米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀をいう。以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 24 年 3 月 12 日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）を行い、その結果に基づき自粛の解除を判断するよう指導を行ってきたところです。

平成 25 年産の玄米検査については、平成 25 年 3 月 19 日に改正された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 25 年 3 月 19 日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が一般検査又は全量全袋検査を行うこととしており、平成 25 年産の飼料利用米の流通・利用についても、原則として、自粛を行った上で、玄米検査の結果に基づき自粛の解除を判断することとし、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職より貴局管内の各県に対し通知するとともに、農業者、流通業者等に対して、徹底するよう指導願います。

### 記

- 1 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 25 年 3 月 19 日原子力災害対策本部）に基づき玄米検査を行う県（以下「検査対象県」という。）は、その結果が明らかとなるまでの間は、管理計画に基づき全量管理を行う区域（平成 25 年 3 月 19 日付け原子力災害対策本部長指示に基づき作付再開準備及び全量生産出荷管理とされた区域。以下「出荷管理等区域」という。）を除き、当該市町村の米穀について、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷を自粛するよう飼料利用米の生産者（飼料利用米を自家生産する畜産農家を含む。）及び流通業者に対して指導する。
- 2 検査対象県は、玄米検査の結果、出荷・販売が可能となった区域（出荷管理等区域を除く。）の米穀（県の管理の下、市町村が稲を作付した農家を台帳に整理し、農家毎に検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合は、出荷販売が可能と

なった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀）については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛を解除できることとする。

3 検査対象県は、出荷管理等区域においては、「25年産米の作付等に関する方針について」（平成25年1月29日農林水産省公表）に基づき、全量全袋検査が終わるまでの間は、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理を行い、全量全袋検査の結果、出荷・販売が可能となった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛を解除できることとする。

4 検査対象県は、玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米検査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）記の1の（2）に規定される牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値をいう。以下同じ。）以下となった区域の飼料利用米（全量全袋検査を行う場合にあっては、玄米検査の結果、暫定許容値以下となった米袋の飼料利用米）のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。

5 また、もみ米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体利用する場合は、関係県は、次の取組みについて、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。

（1）玄米検査の結果を用いたもみ米の放射性セシウム濃度の算出方法

もみ米の放射性セシウム濃度は、玄米検査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比（1.5）を乗じることにより算出する。

なお、実際にもみ米の放射性セシウム濃度を測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。

（2）飼料利用の可否の判断

玄米検査を行った区域（全量全袋検査を行う場合にあっては、当該検査を行った米袋）において、上記の算出方法により算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えない場合のみ、当該区域のもみ米を単体利用することができる。

6 本通知に基づき指導対象となる米穀は、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀としていることを踏まえ、関係県は、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意する。



24生産第1618号  
平成24年9月7日  
一部改正 (25生産第742号)  
平成25年5月29日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

### 平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）に基づく管理・指導をお願いしてきたところです。

平成25年産の稲及び麦については、平成25年3月19日に改正された「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）、平成25年産麦わら及び平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもののうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」

（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年5月29日付け25生畜第349号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところです。

このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦の副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを土壌改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づく平成23年産の取扱いに準じることとし、その概要は別紙2及び別紙3のとおりである。

ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。



## 2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が

(1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合には、検出限界値

(2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

## 関係通知一覧

### 1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」  
(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがらのくん炭の取扱いについて」  
(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)

### 2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」  
(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)
- ・ 「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」  
(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)

## 稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

| 副産物     | 対象地域               |                    | 利用の判断に用いるデータ  |
|---------|--------------------|--------------------|---|
|         | 平成24年産の稲及び麦に由来するもの | 平成25年産の稲及び麦に由来するもの |   |
| 稲わら     | 飼料用稲わらの調査対象17都県    | 飼料用稲わらの調査対象6県      | 飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）  |
| 麦わら     | 夏作飼料作物等の調査対象8県     | 夏作飼料作物等の調査対象2県     | 飼料用麦わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）  |
| もみがら    | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① もみがらの放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3）<br>又は<br>② もみがらの放射性セシウム濃度実測値        |
| もみがらくん炭 | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10）<br>又は<br>② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値 |

## 米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」を「5県」に読み替えるものとする。

| 副産物         | 対象地域               |                    | 利用の判断に用いるデータ  |
|-------------|--------------------|--------------------|---|
|             | 平成24年産の稲及び麦に由来するもの | 平成25年産の稲及び麦に由来するもの |   |
| 米ぬか         | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値（精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8）又は<br>② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値            |
| 脱脂ぬか        | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | 脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値   |
| ふすま、<br>麦ぬか | 玄麦の検査対象17都県        | 玄麦の検査対象9都県         | ① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値（製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3）又は<br>② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値 |

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p>平成23年産稲及び麦に由来する副産物(稲わら、麦わら、麦ねがら、もみがら、ふすま及び麦ぬか等をいう。以下同じ。)の取扱いについては、別紙1に掲げる通知に基づく管理・指導をお願いしてきてきたところです。</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及び麦ねがら、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを、飼料等に利用する場合の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。</p> | <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物(稲わら、麦わら、もみがら、もみ殻、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。)の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」(平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知)に基づく管理・指導をお願いしてきてきたところです。</p> <p>平成25年産の稲及び麦については、平成25年3月19日に改正された「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成25年3月19日原簿子力災害対策本部)、平成25年産麦わら及び平成25年産に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するものうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」(平成25年3月1日付け24生産第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)及び「平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除について」(平成25年5月29日付け25生産第349号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知)に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところです。</p> <p>このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及び麦ねがら、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを、飼料等に利用する場合の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。</p> |

記

1 基本的な考え方  
平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみ殻及びもみがら、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを、飼料等に利用する場合の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。

記

1 基本的な考え方  
平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみ殻及びもみがら、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを、飼料等に利用する場合の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。

結果を用いて判断することとする。  
具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づき平成23年産の取扱いに準じる。別紙2及び別紙3のとおりである。  
ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い  
平成25年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が  
(1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合は、検出限界値

(2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づき平成23年産の取扱いに準じる。別紙2及び別紙3のとおりである。  
ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い  
平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が

(1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合は、検出限界値

(2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

関係通知一覧

別紙 1

- 1 稲わら、もみがらがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知
  - ・「平成23年産稲から生じるもみがらがら及び稲わらの取扱いについて」(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
  - ・「平成23年産稲から生じるもみがらくん炭の取扱いについて」(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)
- 2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知
  - ・「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長、食料産業界食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)
  - ・「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)

関係通知一覧

別紙 1

- 1 稲わら、もみがらがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知
  - ・「平成23年産稲から生じるもみがらがら及び稲わらの取扱いについて」(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
  - ・「平成23年産稲から生じるもみがらくん炭の取扱いについて」(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)
- 2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知
  - ・「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長、食料産業界食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)
  - ・「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)

別紙2  
稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

| 副産物   | 対象地域               |                    | 利用の判断に用いるデータ  |
|-------|--------------------|--------------------|---|
|       | 平成24年産の稲及び麦に由来するもの | 平成25年産の稲及び麦に由来するもの |   |
| 稲わら   | 飼料用稲わらの調査対象17都県    | 飼料用稲わらの調査対象6県      | 飼料用稲わらの放射性セシウム濃度<br>(水分含有量を製品重量ベースに換算)                                      |
| 麦わら   | 夏作飼料作物等の調査対象8県     | 夏作飼料作物等の調査対象2県     | 飼料用麦わらの放射性セシウム濃度<br>(水分含有量を製品重量ベースに換算)                                      |
| もみがら  | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① もみがらの放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3）<br>又は<br>② もみがらの放射性セシウム濃度実測値        |
| もみくん炭 | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10）<br>又は<br>② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値 |

別紙2  
稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

| 副産物   | 対象地域            | 利用の判断に用いるデータ  |
|-------|-----------------|---|
| 稲わら   | 飼料用稲わらの調査対象17都県 | 飼料用稲わらの放射性セシウム濃度<br>(水分含有量を製品重量ベースに換算)                                      |
| 麦わら   | 夏作飼料作物の調査対象8県   | 飼料用麦わらの放射性セシウム濃度<br>(水分含有量を製品重量ベースに換算)                                      |
| もみがら  | 玄米の検査対象17都県     | ① もみがらの放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3）<br>又は<br>② もみがらの放射性セシウム濃度実測値        |
| もみくん炭 | 玄米の検査対象17都県     | ① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値（玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10）<br>又は<br>② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値 |

別紙3  
米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合  
の取扱い(概要)

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値を超えないよう管理を行う。  
このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報を伝達する。  
平成25年産の取扱いについては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長(食品産業政策課課題検討チーム長)、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培課養殖課長連名通知)別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」を「15県」に読み替えるものとする。

| 副産物     | 対象地域               |                    | 利用の判断に用いるデータ   |
|---------|--------------------|--------------------|--|
|         | 平成24年産の稲及び麦に由来するもの | 平成25年産の稲及び麦に由来するもの |  |
| 米ぬか     | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | ① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値<br>(精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8)又は<br>② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値 |
| 脱脂ぬか    | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象5県          | 脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値  |
| ふすま、麦ぬか | 玄米の検査対象17都県        | 玄米の検査対象9都県         | ① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値<br>(製粉、精麦に用いた玄麦                                   |

別紙3  
米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合  
の取扱い(概要)

24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値を超えないよう管理を行う。  
このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報を伝達する。

| 副産物     | 対象地域        | 利用の判断に用いるデータ   |
|---------|-------------|--|
| 米ぬか     | 玄米の検査対象17都県 | ① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値<br>(精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8)又は<br>② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値 |
| 脱脂ぬか    | 玄米の検査対象17都県 | 脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値  |
| ふすま、麦ぬか | 玄米の検査対象17都県 | ① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値<br>(製粉、精麦に用いた玄麦                                   |

の放射性セシウム濃度×  
加工係数3)又は  
② ふすま、麦ぬかの放射性  
セシウム濃度実測値

の放射性セシウム濃度×  
加工係数3)又は  
② ふすま、麦ぬかの放射性  
セシウム濃度実測値